

都道府県指定取消事案一覧

【訪問介護（介護予防訪問介護）】

	自治体名	サービス	内容	根拠条文
1	吹田市	訪問介護 介護予防訪問介護	(1) 不正の手段による指定（法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第8号に該当） 訪問介護及び介護予防訪問介護の指定申請において、吹田市外にある当該法人の事務所に出勤し、同法人が運営する別の事業の業務に従事する者を、指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に常時勤務し、専らその業務に従事する管理者兼サービス提供責任者に配置するものとして申請し、不正の手段により指定を受けた。 (2) 虚偽の報告（法第77条第1項第7号及び法第115条の9第1項第6号に該当） 法第76条及び第115条の7の規定に基づき実施した監査において、平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者が、指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に出動しているかのように、虚偽の出動簿を作成し、これを提示した。また、従業者に支払われた給与の総額とは異なる金額が記載された、給与台帳（給与支給・控除一覧表）を提示した。	法第77条第1項第9号 法第115条の9第1項第8号 法第77条第1項第7号 法第115条の9第1項第6号
2	大阪市	訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防型訪問サービス	《訪問介護》 (1) 介護給付費の請求に関する不正（法第77条第1項第6号） 利用者5名に対して、平成27年5月から平成28年4月までの間、一部サービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供記録を虚偽作成し、介護報酬を不正に請求し受領した。 (2) 介護保険法その他法令違反（法第77条第1項第10号） 訪問介護事業と一体的に運営する障がい福祉サービス事業において、介護給付費の請求に関する不正又は著しく不当な行為等が行われた。 《介護予防訪問介護》 (1) 介護保険法その他法令違反（法第115条の9第1項第9号） 介護予防訪問介護事業と一体的に運営する訪問介護事業及び障がい福祉サービス事業において、介護給付費の請求に関する不正又は著しく不当な行為等が行われた。 《介護予防型訪問サービス》 (1) 介護保険法その他法令違反（法第115条の45の9第1項第6号） 介護予防型訪問サービスと一体的に運営する訪問介護事業及び障がい福祉サービス事業において、介護給付費の請求に関する不正又は著しく不当な行為等が行われた。	法第77条第1項第6号 法第77条第1項第10号 法第115条の9第1項第9号 法第115条の45の9第1項第6号
3	埼玉県	訪問介護、介護予防訪問介護	当該事業者は、平成29年3月27日付け指令障支第1080号で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）による指定の取消処分を受けた。このことは、介護保険法第77条第1項第10号及び第115条の9第1項第9号の規定に該当するため。	法第77条第1項第10号 第115条の9第1項第9号
4	神奈川県	指定訪問介護 指定介護予防訪問介護	ア 指定訪問介護 (7) 不正請求 ・ 虚偽のサービス記録を作成するなどして、介護サービス費を不正に請求、受領した。 ・ 介護職員処遇改善加算を請求・受領したにもかかわらず、従業員に支給していなかった。 (4) 答弁忌避 県からの質問事項に対し回答しなかった。 イ 指定介護予防訪問介護指定訪問介護と一体的に運営されていた。	法第77条第1項 第84条第1項 第115条の9第1項
5	群馬県 （前橋市）	訪問介護 介護予防訪問介護 第一号訪問事業	指定障害福祉サービス（指定同行援護事業）における法令違反（介護保険法第77条第1項第10号、115条の9第1項第9号及び第115条の45の9第6号に該当） 指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業と一体的に運営されている障害福祉サービス（指定同行援護事業）において、同行援護サービス費の不正請求（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号に該当）が行なわれた。 《根拠法令等》 ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第10号、第115条の9第1項第9号及び第115条の45の9第6号	法第77条第1項第10号 115条の9第1項第9号 第115条の45の9第6号 第50条第1項第5号 法第77条第1項第10号 第115条の9第1項第9号 第115条の45の9第6号
6	吹田市	訪問介護 予防訪問介護 第1号訪問介護	(1) 不正の手段による指定（法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第8号に該当） 平成28年7月29日付けの訪問介護等の指定申請時に、管理者及びサービス提供責任者となる者が当該事業所において常勤として勤務することができないにもかかわらず、常勤の管理者及びサービス提供責任者であるとして記載した「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出し、不正の手段により指定を受けた。 (2) 届出義務違反（法第77条第1項第10号及び法第115条の9第1項第9号に該当） 平成28年11月1日から平成28年12月2日まで、株式会社□□□と雇用契約を締結していない者を、サービス提供責任者として訪問介護員等の業務管理や訪問介護の業務を行わせていた。 また、サービス提供責任者について、変更があったにもかかわらず、法第75条第1項及び第115条の5第1項の規定に基づく変更の届出を行わなかった。 (3) 不正請求（法第77条第1項第6号及び法第115条の9第1項第5号に該当）利用者17名のうち16名については訪問介護計画の作成等をしていないにもかかわらず、少なくとも平成28年11月分から平成29年1月分までの間、介護給付費を不正に請求した。 (4) 法令違反（法第115条の45の9第6号に該当）指定第1号訪問事業所（訪問介護相当サービス）と一体的にサービス提供を行うことができる指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所において上記(1)～(3)のとおり不正が行われた。	法第77条第1項第9号 法第115条の9第1項第8号 法第77条第1項第10号 法第115条の9第1項第9号 法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第5号 法第115条の45の9第6号
7	山梨県	訪問介護・介護予防訪問介護	(1) 指定訪問介護事業所 ア 運営基準違反（法第77条第1項第4号） 提供実態のない虚偽のサービス提供記録を作成した。 イ 不正請求（法第77条第1項第6号） 虚偽のサービス提供記録により、介護給付費を不正に請求し受領した。 ウ 虚偽答弁（法第77条第1項第8号） 監査において、サービス提供記録に虚偽記載はない旨の答弁を行った。 エ 妨害（法第77条第1項第8号） 職員が他の職員に対してサービス提供実態と異なる証言を依頼し、監査の妨害を図った。 (2) 指定介護予防訪問介護事業所 法令違反（法第115条の9第1項第9号） 指定介護予防訪問介護事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所において、(1)のとおり法令違反が認められた。	法第77条第1項第4号 法第77条第1項第6号 法第77条第1項第8号 法第115条の9第1項第9号

	自治体名	サービス	内容	根拠条文
8	広島市	訪問介護、介護予防訪問介護、訪問介護サービス	ア 不正請求(法第77条第1項第6号) 指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならないにも関わらず、これらの記録を作成していなかったことに加え、当該記録がなければ介護給付費を請求してはならないことを知っていたにも関わらず、記録のないサービスについて介護給付費を不正に請求した。 イ 虚偽の報告(法第77条第1項第7号) 本市が提出を求めたサービス提供の記録について、記録を偽造し、本市へ提出した。 ウ 他法令違反(法第77条第1項第10号、第115条の9第1項第9号及び第115条の45の9第6号) 障害者総合支援法に基づく命令に違反した上、同法に基づく指定取消処分を平成29年7月21日に受けた。 エ 居宅サービス等に関する不正又は著しい不当行為(法第115条の9第1項第10号及び第115条の45の9第7号) 一体的に運営している指定訪問介護事業所において、不正請求等があった。	法第77条第1項第6号 法第77条第1項第7号 法第77条第1項第10号、 第115条の9第1項第9号 第115条の45の9第6号
9	東大阪市	訪問介護、介護予防訪問介護、訪問介護サービス第1号訪問事業	(1) 不正請求(法第77条第1項第6号) 複数回にわたり、実際には提供していないサービスについて、サービス提供記録等の書類を作成したうえ、その報酬を請求し、受領した。 (2) 虚偽の答弁(法第77条第1項第8号) 本件監査における質問に対し、従業者2名が虚偽の答弁を行った。 (3) 人格尊重義務違反(法第77条第1項第5号) ① 利用者1名に対し、少なくとも、平成27年12月から平成28年5月までの間、つなぎ服を着用させることによる身体拘束を行っていた。 ② 利用者1名(①とは別の利用者)に対し、少なくとも、平成27年1月19日から同年3月18日までの間、ミトンを着用させることによる身体拘束を行っていた。 (4) 法違反(法第77条第1項第10号) 当庁の指定に係る事業所とは別に、堺市に所在する施設内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行っている。 (5) 法違反(法第115条の9第1項第9号) 指定介護予防サービス事業と一体的に運営する指定居宅サービス事業において、上記(1)から(4)までのとおり、法違反があった。 (6) 法違反(法第115条の45の9第6号) 第1号事業と一体的に運営する指定居宅サービス事業において、上記(1)から(4)までのとおり、法違反があった。	法第77条第1項第6号 法第77条第1項第8号 法第77条第1項第5号 法第77条第1項第10号 法第115条の9第1項第9号 法第115条の45の9第6号
10	奈良市	訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険法(平成9年法第123号)第77条第1項第6号、第7号、第8号、第10号及び第115条の9第1項第5号、第7号、第9号並びに第115条の45の9台1項第7号に該当する事実が確認されたため。 (1)不正請求 同法人運営の住宅型有料老人ホーム内に指定(介護予防)訪問介護事業所の出張所等を無断で設け、ホーム入居者に対し提供したサービスについて、同一建物減算を適用せず、介護報酬を不正に請求した。 (2)虚偽報告 監査において、虚偽の訪問介護計画やサービス提供記録を提出した。 (3)虚偽答弁 サービス提供責任者が常勤専従の要件を満たしていないにも関わらず、監査において虚偽の答弁を行った。 監査において提出を依頼した訪問介護計画等について、依頼日から提出日までの期間中に遡って作成・提出し、監査を妨害した。(訪問介護、介護予防訪問介護) (4)法令違反 市長に届けることなく、同法人運営の有料老人ホームに指定(介護予防)訪問介護事業所の出張所等を無断で設けた。 第1号訪問事業について、一体的に運営されている指定訪問介護事業において不正請求、虚偽報告、虚偽答弁及び法令違反が認められた。	法第77条第1項第6号 第115条の9第1項第5号 法第77条第1項第7号 法第77条第1項第8号 第115条の9第1項第7号 法第77条第1項第10号 法第115条の9第1項第9号
11	熊本県	訪問介護 介護予防訪問介護	【訪問介護事業所】 ①運営基準違反(介護保険法第77条第1項第4号該当) ・居宅サービス計画及び訪問介護計画に沿った訪問介護を提供していなかった。 ・提供した具体的なサービスの内容等を記録していなかった。 ・指定訪問介護事業所の従業員ではない者が訪問介護を行った。 ②不正請求(介護保険法第77条第1項第6号該当) 1人の訪問介護員等が、同日同時刻に複数の利用者に対して訪問介護を提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成の上、介護報酬を不正に請求し、受領した。 【介護予防訪問介護事業所】 法令違反(介護保険法第115条の9第1項第9号該当) 一体的な運営を行っている指定訪問介護事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした。	第77条第1項第4号 第77条第1項第6号 第115条の9第1項第9号
12	長崎県	訪問介護 介護予防訪問介護	(1)平成27年9月1日から平成27年11月30日まで、常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置していなかった。【介護保険法第77条第1項第3号及び第115条の9第1項第2号に該当】 (2)平成27年9月1日から平成27年11月30日まで、訪問介護計画が作成されていない、訪問介護員等の業務の実施状況が把握されていないなど、サービス提供責任者の業務が行われていなかった。 【介護保険法第77条第1項第4号及び第115条の9第1項第3号に該当】 (3)平成27年7月25日付け指定申請書において虚偽の記載があり、不正の手段により介護保険法第41条及び第53条の規定に基づく介護保険の指定事業者の指定を受けた。 【介護保険法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第8号に該当】 (4)介護保険法第75条に基づく変更の届出において、虚偽の内容による届出を行った。 【介護保険法第77条第1項第11号及び第115条の9第1項第10号に該当】	第77条第1項第3号 第77条第1項第4号 第77条第1項第9号 第77条第1項第11号 第115条の9第1項第2号 第115条の9第1項第3号 第115条の9第1項第8号 第115条の9第1項第10号
13	京都府	訪問介護 介護予防訪問介護	(1)介護給付費の不正請求 (法第77条第1項第6号及び法第115条の9第1項第9号該当) ①不正請求 (介護保険法第77条第1項第6号及び同法第115条の9第1項第9号) ・同事業所はもっぱらサービス付き高齢者向け住宅の入居者にサービスを提供していたが、平成26年10月から平成28年1月までの間、不適正な記録に基づき、実際には提供していない訪問介護サービスについて、介護報酬(約67万円)を不正に請求したこと。 ②監査指摘事項 上記不正請求のほか、次のとおり不適切な運営が行われていた。 ・訪問介護とサービス付き高齢者向け住宅の勤務の別が明確ではなく、訪問介護事業所の人員基準を満たしていることを確認できなかった。 ・タイムカード上、勤務していない時間帯に、サービス提供を行ったとしてサービス提供記録を作成し、同記録に基づき介護報酬を請求していた。 ・同一建物に居住する利用者に対して、訪問介護を行った場合の減産をせずに報酬を請求していた。 ・訪問介護計画が無い事例や訪問介護計画の実施状況の把握の記録がない事例が散見された。	法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第9号

	自治体名	サービス	内容	根拠条文
14	前橋市	訪問介護	(1) 不正請求と認められるもの(介護保険法第77条第1項第6号)に該当 ① 指定訪問介護を提供した旨の記録が存在しないにもかかわらず、訪問介護計画上の所定単位数の介護報酬を請求し、受領した。 指定訪問介護を提供した旨の記録が存在しないにもかかわらず、平成26年1月から同年10月までの間に合計221回、665、190円の介護報酬を不正に請求し、受領した。 ② 指定訪問介護に相当するサービス提供が行われていないにもかかわらず、訪問介護計画上の所定単位数の介護報酬を請求し、受領した。 ③ 訪問介護計画に位置付けられたサービス提供内容のうち、一部のサービスのみを提供したにもかかわらず、訪問介護計画上の所定単位数の介護報酬を請求し、受領した。 訪問介護計画に位置付けられたサービス提供内容のうち、一部のサービスのみを提供したにもかかわらず、平成26年1月から同年10月までの間に462回、1、307、781円の介護報酬を不正に請求し、受領した。 ④ 身体介護中心型の介護報酬を算定していながら、身体介護を内容とする訪問介護を提供していない等、サービス提供内容と一致しない訪問介護計画上の所定単位数の介護報酬を算定し、受領した。 訪問介護計画に位置付けられたサービス提供内容と相違する内容のサービス提供を行ったにもかかわらず、平成26年1月から同年10月までの間に73回、291、029円の介護報酬を不正に請求し、受領した。 ⑤ 指定訪問介護を提供した担当訪問介護員名が記録されていない等、訪問介護費を算定できないにもかかわらず、訪問介護計画上の所定単位数の介護報酬を算定し、受領した。 指定訪問介護を提供した担当訪問介護員名が記録されていない等、訪問介護費を算定できないにもかかわらず、平成26年2月から同年8月までの間に8回、24、796円の介護報酬を不正に請求し、受領した。 (2) 訪問介護における法令違反(介護保険法第115条の9第1項第9号に該当) 指定介護予防訪問介護事業と一体的に運営されている指定訪問介護事業において、上記(1)のとおり、介護報酬の不正請求(介護保険法第77条第1項第6号に該当)が行なわれた。	法第77条第1項第6号 法第115条の9第1
15	大阪市	訪問介護 介護予防訪問介護	《訪問介護》 (1) 介護給付費の請求に関する不正(法第77条第1項第6号) ・利用者4名に対し、平成27年7月から平成28年4月までの間、実際に行ったサービスよりも多く、介護報酬を不正に請求し、受領した。 (2) 虚偽報告(法第77条第1項第7号) ・利用者4名の不正請求のサービス実施記録について、虚偽のサービス提供の記録を作成した。 《介護予防訪問介護》 (1) 介護保険法その他法令違反(法第115条の9第1項第9号) ・介護予防訪問介護事業と一体的に運営する訪問介護事業及び障がい福祉サービスにおいて、介護給付費に関する不正及び虚偽報告が行われた。	法第77条第1項第6号 法第77条第1項第7号 法第115条の9第1項第9号
16	奈良市	訪問介護	①不正請求 ■■■■■が住宅型有料老人ホーム■■■■■に居住する利用者に対し訪問介護を提供しているところ、同一の訪問介護員が同時に複数の利用者にサービス提供を行ったとして、サービス実施記録を作成し、同記録に基づき介護報酬を請求し受領した。	法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第5号
17	大阪府	訪問介護 介護予防訪問介護	【訪問介護】 (1) 運営基準違反(介護保険法第77条第1項第4号該当) ア 平成26年4月1日から平成27年10月30日までの間の指定訪問介護サービス提供にあたっては、訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に交付し説明・同意を得るという一連の行為を行わなければならないことを平成25年10月8日に実施した実地指導(以降、前回の実地指導とする)の際指摘をうけ、文書による改善報告を行い認識していたにもかかわらず、利用者5名について、訪問介護計画を作成等することなく、又、居宅サービス計画が変更されたにもかかわらず訪問介護計画を変更することなく、居宅サービス計画(第6表サービス提供票)によってのみ指定訪問介護の提供をしていた。 イ 指定訪問介護サービスの提供を実施した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならないことを前回の実地指導の際に口頭での指導をうけ認識していたにもかかわらず、利用者32名について、平成26年4月1日から平成27年6月30日までの間、提供した具体的なサービスの内容等を記載したものはなかった。 さらに、平成27年7月1日から10月31日までに提供したとされるサービス内容の記録については、保険者(摂津市)が平成27年9月17日に実施した、介護保険適正化事業のケアプランチェックのヒアリングを受けるに当たり、また、11月4・5日に大阪府が行った実地指導及び監査に提出するために作成し、サービス提供を行ったとされるヘルパー以外の者が記載するなどしていた。 (2) 不正請求(介護保険法第77条第1項第6号及び第7号に該当) ア 利用者1名について、平成27年7月4日から10月31日までの間、訪問介護計画に位置付けられている買い物同行のサービスを提供していないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求し受領した。また、同一利用者に対し、生活援助(居室の掃除)を位置付けているにもかかわらず、利用者が不在である状況でサービスを実施していながら、介護報酬を受領した。 イ 利用者1名に対し、平成27年7月2、9、10日の16:30～17:00で、別のヘルパー名のサービス提供記録がある。誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、不正に介護報酬を受領した。 ウ 利用者5名について、訪問介護計画を作成等することなく、又居宅サービス計画が変更されたにもかかわらず訪問介護計画を変更することなく、居宅サービス計画(第6表サービス提供票)のみによって、介護報酬を算定し不正に請求し受領した。 エ 利用者32名について、平成26年4月1日から平成27年6月30日までの間、提供した具体的なサービスの内容等を記録していないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求し受領した。 オ 平成27年7月1日から10月31日までに提供したとされるサービス内容の記録については、11月4・5日に大阪府が行った実地指導及び監査に提出するために、管理者がヘルパー及び事務職員に対しサービス提供記録簿の作成を指示し、サービス提供を行ったとされるヘルパー以外の者が記載するなど、虚偽の記録を作成し報告していた。 【指定介護予防訪問介護事業所】 法令違反(介護保険法第115条の9第1項第9号該当) 指定介護予防訪問介護事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所において、介護保険法第77条第1項第4号、第6号及び第7号に該当する違反行為が行われていた。	法第77条第1項第4号 法第77条第1項第6号及び第7号
18	徳島県	訪問介護 介護予防訪問介護	(1) サービスを提供していないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求し受領した。(法第77条第1項第6号) (2) サービス提供記録がないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求し受領した。(法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号) (3) 同一の訪問介護員が複数の利用者に対して同時にサービス提供をおこなうなど、サービス提供時間や訪問介護員が実際とは異なる虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬を不正に請求し受領した(法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号) (4) 平成26年度介護職員処遇改善実績報告において、実際の賃金額とは異なる実績報告書を作成し、加算を不正に請求し受領した(法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号)。	法第77条第1項第6号 法第115条第1項第5号
19	広島市	訪問介護	訪問介護員として資格のない者が指定訪問介護サービスを提供したにも関わらず、有資格者がサービスを提供していたように装って虚偽のサービスの提供の記録を作成し、不正に介護報酬を請求した(介護保険法第77条第1項第6号)。	法第77条第1項第6号

【訪問看護(介護予防訪問看護)】

	自治体名	サービス	内容	根拠条文
1	群馬県	指定訪問看護 指定介護予防訪問 介護	(1) 不正不当【介護保険法第77条第1項第11号及び介護保険法第115条の9第1項第10号該当】 既に退職して事業所には在籍していないヘルパーがサービスを提供したのとして記録を作成した。 (2) 虚偽報告【介護保険法第77条第1項第7号及び介護保険法第115条の9第1項第6号該当】 既に退職した職員が在籍しているように偽るため、実際には勤務していない職員に対する給与明細書を、真正な書類として提出した。 (3) 虚偽答弁【介護保険法第77条第1項第8号及び介護保険法第115条の9第1項第7号該当】 無資格者である法人代表が提供したサービスについては、請求を行っていないとの答弁を行った。 (4) 不正請求【介護保険法第77条第1項第6号該当】 以下に掲げるサービス提供記録をもとに、介護給付費を不正に請求し受領していた。 ア 既に退職して事業所には在籍していないヘルパーがサービスを提供したとの記録 イ ヘルパー資格を取得する前の者がサービスを提供したとの記録 ウ 利用者不在にもかかわらず、サービスを提供したとの記録 エ 利用者が病院へ入院中に行った居室の清掃や更衣の洗濯等のサービスについて、退院後の別日でサービスを提供したとの記録 なお、介護給付費を不正に受領したのは、平成28年3月分から平成29年2月までのうち10ヶ月であり、対象となる利用者数は2人、不正請求件数は27件、不正請求額は90,564円である。 (5) 法令違反【介護保険法第115条の9第1項第9号該当】 介護予防訪問介護事業と一体的に運営する訪問介護事業において、虚偽の記録作成、虚偽報告、虚偽答弁及び介護給付費の請求に関する不正が行われた。	法第77条第1項第11号 法第115条の9第1項第10号 法第77条第1項第7号 法第115条の9第1項第6号 法第77条第1項第8号 法第115条の9第1項第7号 法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第9号
2	東京都 八王子市	訪問看護	(1) 虚偽の報告(法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第6号) 監査時に開設当初(平成26年5月)から平成26年10月までの「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び「勤務実績表」の提出を求めたところ、実際の勤務実績とはことなる勤務実績表を提出した。 (2) 不正の手段による指定申請(法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第8号) 指定申請時点で看護職員の数で常勤換算方法で2.5人を下回る状態であったにもかかわらず、常勤として常時勤務のできない看護師を常勤扱いとして「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成し、不正の手段により指定訪問看護事業所・指定介護予防訪問看護事業所の指定を受けた。	第77条第1項第7号 第77条第1項第9号 第115条の9第1項第6号 第115条の9第1項第8号
3	奈良市	訪問看護 介護予防訪問看護	介護保険法第77条第1項第6号、第7号及び第9号並びに第115条の9第1項第5号、第6号及び第8号に該当する事実が確認されたため。 (1)虚偽の指定申請 以下のとおり、基準を満たすかのような虚偽申請を行い、不正の手段により指定を受けた。 ・管理者について、指定月(平成27年5月)にほとんど勤務させる予定が無かったにもかかわらず、常勤専従で勤務するとした虚偽の勤務形態一覧表を指定申請時に提出した。 ・従業者について、指定月(平成27年5月)は同法人が運営するサービス付高齢者向住宅のスタッフとして勤務させる予定であったにもかかわらず、■■■■の看護職員として勤務するとした虚偽の勤務形態一覧表を提出した。 ・従業者のうち1名について、指定前月(平成27年4月)末で常勤での勤務が終了し、指定月(平成27年5月)以降は非常勤職員として勤務することになっていたにもかかわらず、常勤専従で勤務するとした虚偽の勤務形態一覧表を指定申請時に提出した。また、指定前の本人確認の際に、常勤専従で勤務する旨の虚偽の答弁を行った。 (2)虚偽の報告 勤務実態の無い管理者の氏名で虚偽の訪問看護報告書を作成し、監査において提出した。 (3)不正請求 虚偽の指定申請により、介護報酬を不正に受領した。	法第77条第1項第6号第7号 第9号 第115条の9第1項第5号第6号第8号

【通所介護(介護予防通所介護)】

	自治体名	サービス	内容	根拠条文
1	鳥取県	通所介護 介護予防通所介護	(1) 不正請求(法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号) ア 平成26年12月から28年8月までの間、実際のサービス提供時間に応じた単位数で請求しなければいけないことを知りながら、計画条の単位数で請求した。 イ 平成26年12月から平成27年4月までの間、定員超過したときは、減算しなければならないことを知りながら減算を行わず請求した。 ウ 平成27年4月から平成28年8月までの間、個別機能訓練加算の要件(3か月に1回以上の自宅訪問等)を満たさないにも関わらず請求した。 エ 平成27年4月から平成28年8月までの間、運動器機能向上加算の要件(利用者に状況の定期的な記録)を満たさないにも関わらず請求した。 (2) 虚偽報告(法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第6号) 出勤簿、シフト表、営業日誌、サービス提供票の書類を偽装し、監査時に虚偽の報告を行った。	法第77条第1項第6号 第115条の9第1項第5号 法第77条第1項第7号 第115条の9第1項第6号
2	前橋市	訪問介護	(1) 不正請求と認められるもの(介護保険法第77条第1項第6号に該当) 合計不正請求額 9,296,322円 ア 担当訪問介護員の出勤を確認できない訪問介護記録を作成し、介護報酬を請求し、受領した。 担当訪問介護員が出勤簿上出勤していない時間帯に指定訪問介護を提供した旨の記録が、平成27年2月から平成28年2月までの間に、合計2,041件存在し、5,411,892円の介護報酬を不正に請求し、受領した。 イ 指定訪問介護を提供した旨の記録が存在しないにもかかわらず、介護報酬を請求し、受領した。 指定訪問介護を提供した旨の記録が存在しないにもかかわらず、平成27年2月から平成28年1月までの間に、合計1,953回、4,608,710円の介護報酬を不正に請求し、受領した。 ウ 訪問介護記録における指定訪問介護の提供内容と整合しない介護報酬を請求し、受領した。 指定訪問介護の区分のうち、身体介護に該当する指定訪問介護しか提供していないにもかかわらず、身体介護及び生活援助が混在する場合の訪問介護費を請求する等、平成27年3月から平成28年2月までの間に、合計574回、2,668,885円(上記アとの重複を除く。)について、指定訪問介護の提供実態と異なる区分の介護報酬を請求し、受領した。 エ 担当訪問介護員が利用者の居宅以外の場所において指定訪問介護業務に従事しているにもかかわらず、当該利用者に対し指定訪問介護を提供した旨の訪問介護記録を作成し、介護報酬を請求し、受領した。 担当訪問介護員が高齢者施設に勤務している時間帯に、当該高齢者施設に居住していない利用者に対し、指定訪問介護を行った旨の記録が、平成28年2月において、合計21件存在し、53,409円を不正に請求し、受領した。 オ 初回加算について、当該加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、介護報酬を請求し、受領した。 初回加算については、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を実施するか、又は同行すべきところ、これを行っていないにもかかわらず、27年2月及び同年5月において、合計3回、6,126円の初回加算を請求し、受領した。 カ 訪問介護記録に担当訪問介護員が記録されていない等、介護報酬の請求が認められない事例について、介護報酬を請求し、受領した。 訪問介護記録に担当訪問介護員又はサービス提供日時等が記録されていない等、介護報酬の請求が認められない事例について、平成27年2月から平成28年1月までの間に、合計43回、112,021円の介護報酬を不正に請求し、受領した。 (2) 訪問介護における法令違反(介護保険法第115条の9第1項第9号及びに第115条の45の9第6号に該当) 指定介護予防訪問介護事業及び第一号訪問事業と一体的に運営されている指定訪問介護事業において、上記(1)のとおり、介護報酬の不正請求(介護保険法第77条第1項第6号に該当)が行われた。	法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第9号 第115条の45の9第6号
3	高知市	地域密着型通所介護 介護予防通所介護 第1号通所事業	地域密着型通所介護 (1) 不正請求(法第78条の10第8号に該当) (2) 虚偽の報告(法第78条の10第9号に該当) (3) 虚偽の答弁(法第78条の10第10号に該当) 介護予防通所介護 (1) 不正請求(法第115条の9第1項第5号に該当)※デイサービス■■■■のみ該当 (2) 虚偽の報告(法第115条の9第1項第6号に該当) (3) 虚偽の答弁(法第115条の9第1項第7号に該当) 第1号通所事業 (1) 第1号通所事業と一体的にサービス提供を行うことができる地域密着型通所介護及び介護予防通所介護において上記のとおり不正が認められたもの(法第115条の45の9第6号に該当) (2) 不正に請求し、受領していた介護給付費を返還させるほか、法第22条第3項の規定により、返還させる額に100分の40を乗じて得た加算額を徴収する。 (2) 返還金額等 5,838,704円(返還額:4,170,504円、加算金:1,668,200円)	法第78条の10第8号 法第78条の10第9号 法第78条の10第10号 法第115条の9第1項第5号 法第115条の9第1項第6号 法第115条の9第1項第7号 法第115条の45の9第6号
4	山形県	通所介護 介護予防通所介護	法人代表者が詐欺により懲役3年執行猶予5年の有罪判決を受け、禁錮以上の刑が確定したため(介護保険法第70条第2項第10号及び第115の2第2項第10号該当)	法第70条第2項第10号 第115の2第2項第10号
5	広島県	通所介護、介護予防通所介護	(1) 人員基準違反(法第77条第1項第3号、第115条の9第1項第2号) サービス提供日に配置が必要な生活相談、看護職員、介護職員を配置させていないなど、3年以上にわたり、人員基準違反の状態で開催を行っていた。 (2) 運営基準違反(法第77条第1項第4号、第115条の9第1項第3号) 利用者に対し適切なサービスを提供する勤務体制を定めるべきところ、不適切な人員配置を行い、この実態とは異なる出勤簿等を偽造して提出していた。また、勤務体制が不適当であることを認識しながら、基準を遵守させるために必要な指揮命令を行わなかった。 (3) 不正請求(第77条第1項第6号、第115条の9第1項第5号) 人員欠如の場合は減算すべきことを知りながら、減算せず、不正に請求していた。	法第77条第1項第3号 第115条の9第1項第2号 法第77条第1項第4号 第115条の9第1項第3号 法第77条第1項第6号 第115条の9第1項第5号
6	長崎県	通所介護 介護予防通所介護	開設者である■■■■■は、介護保険法に基づく欠格事由に該当している■■■■■が代表社員として開設・運営している。 【介護保険法第77条第1項第12号及び第115条の9第1項第11号に該当】	第77条第1項第12号 第115条の9第1項第11号
7	愛知県	介護予防通所介護	介護保険法で定めるものに違反したこと(法第115条の9第1項第9号) 人員、設備等を一体的に運営している通所介護事業所■■■■■で、通所介護サービスを行っていないにもかかわらず、平成27年8月から10月までの3か月間において、架空の報酬請求(利用者5人、815,820円)を行い、介護保険法に違反したこと	第115条の9第1項第9号

	自治体名	サービス	内容	根拠条文
8	愛知県 (南知多町)	地域密着型通所介護	(1) 居宅サービス等に関し不正又は著く不当な行為があったこと。(介護保険法第78条の10第13号) 通所介護サービス利用者5人の平成27年8～10月の介護報酬のうち実際に利用していない分を不正に請求したこと。	第78条の10第13号
9	静岡県	地域密着型通所介護	(1) 人員基準違反(法第78条の10第4号に該当) 管理者に常勤としての勤務実態がなかった。 (2) 運営基準違反(法第78条の10第5号に該当) 従業者の勤務状況、サービスの提供状況等を適切に把握していないこと等、管理者が従業者及び業務の一元的管理及び運営基準を遵守するための必要な指揮命令を行っていないかった。 (3) 不正請求(法第78条の10第8号に該当) サービス提供時間が7時間未満であるにもかかわらず、通所介護計画に位置付けられたサービス提供時間どおりサービスを提供したとして、7時間以上9時間未満の報酬区分で不正に請求し、受領した。 (4) 虚偽報告(法第78条の10第9号に該当) 監査において、虚偽の「業務日誌」及び「送迎記録」を提出した。 (5) 虚偽答弁(法第78条の10第10号に該当) 監査において、役員が、管理者の勤務実態に関し、実態と異なる答弁を行った。 (6) 不正な手段による指定更新(法第78条の10第11号に該当) 指定通所介護の指定更新申請書において、勤務実態のない看護職員兼機能訓練指導員及び生活相談員を記載した勤務表及び雇用関係証明書を出し、また、常勤としての勤務実態がない管理者及び他事業に従事している介護職員を常勤であるかのように記載した勤務表及び雇用関係証明書を出し、不正に指定の更新を受けた。 (7) 介護保険法違反(法第78条の10第12号に該当) 通所介護サービスを提供したにもかかわらず、介護給付費の利用者負担分を徴していない。 (8) 不正・不当行為(法第78条の10第13号に該当) 実地指導において、勤務実態のない看護職員兼機能訓練指導員が勤務しているかのように記載した勤務表を提出し、また、常勤でない管理者及び生活相談員について、常勤であるかのように記載した勤務表を提出し、勤務体制を偽装した。	法第78条の10第4号 法第78条の10第5号 法第78条の10第8号 法第78条の10第9号 法第78条の10第10号 法第78条の10第11号 法第78条の10第12号 法第78条の10第13号
10	愛知県	通所介護 介護予防通所介護	(1) 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったこと(通所介護) (法第77条第1項第6号) 当該事業所は、1名の利用者について、通所介護サービスを提供していないにもかかわらず、平成28年2月から7月にかけて、計50件、427,997円の介護報酬を架空に請求した。 (2) 介護保険法に違反したこと(介護予防通所介護) (法第115条の9第1項第9号) 人員、設備等を一体的に運営していた通所介護事業所で、(1)のとおり介護報酬を架空に請求した。	法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第9号
11	宮崎県	通所介護 介護予防通所介護	ア不正請求(介護保険法第77条第1項第6号に該当) 平成28年4月から6月までの間、通所介護計画で午後4時10分までの利用となっている利用者が、午後3時30分で利用を終了した日があったにもかかわらず、午後4時10分まで利用したとして記録し、介護報酬を不正に請求し受領した(利用者数8名、不正件数362件)。 イ法令違反(法第115条の9第1項第9号に該当) 一体的に運営している通所介護事業所において、不正請求が行われた。	法第77条第1項第6号 法第115条の9第1項第9号
12	鳥取県	通所介護 介護予防通所介護	(1) 不正請求(法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号) ア 平成25年11月から27年12月までの間の12ヶ月分について、人員基準欠如(看護職員)による減算をしないで、居宅介護サービス費及び介護予防サービス費を不正に請求し、受領した。 イ 利用者1名に対し、利用時間が2時間未満にもかかわらず2時間以上の利用となる虚偽の日誌を作成し、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。 ウ 7名の利用者に対し、サービスを中断したにもかかわらず、通算した利用時間で虚偽の日誌を作成し、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。 (2) 虚偽報告(法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第6号) ア (1)アについて平成27年9月に事業所変更届を行った際、勤務実態のない看護師を職員配置図やシフト表に記載し、人員基準(看護職員)が欠如していない状態の書類を作成し、虚偽の報告をした。 イ(1)イについて、実際の利用時間と異なる書類(サービス提供記録等)を作成し、虚偽の報告を行った。 (3) 虚偽答弁(法第77条第1項第8号及び第115条の9第1項第7号) ア 監査時に(1)アについて、人員基準(看護職員)を満たしているとの虚偽の答弁を行った。 イ 監査時に、(1)イについて、2時間以上のサービス提供をしたとの虚偽の答弁を行った。	法第77条第1項第6号及び 第115条の9第1項第5号 法第77条第1項第7号及び 第115条の9第1項第6号 法第77条第1項第8号及び 第115条の9第1項第7号

【福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)】

【特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)】

	自治体名	サービス	内容	根拠条文
1	群馬県 (前橋市)	福祉用具 介護予防福祉用具	(1) 不正の手段による指定(介護保険法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第8号に該当) 合計不正請求額 1,377,550円 ア 当該事業所の指定申請において、当該事業所に勤務する予定のない管理者兼福祉用具専門相談員を記載した虚偽の申請書を提出し、不正の手段により指定を受けた。 (7) 平成27年1月15日付けで提出された当該事業所の指定に係る申請書の添付書類「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」において、常勤の管理者兼福祉用具専門相談員として■■■■氏が記載されていたが、当該者が当該事業所に勤務したことを裏付けするものが存在しないことから、実際には当該事業所への勤務実態がないことが確認された。	法第77条第1項第9号 第115条の9第1項第8号
2	愛知県	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	(1) 不正の手段により法の指定を受けたこと(法第77条第1項第9号、第115条の9第1項第8号) 指定申請時に、福祉用具専門相談員として従事する予定がない、別会社で勤務していた者を福祉用具専門相談員として、指定申請書に虚偽の勤務形態一覧表を添付して平成26年6月26日に愛知県に申請を行ったこと。 (2) 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったこと(福祉用具貸与のみ)(法第77条第1項第6号) 南知多町指定の小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所である「■■■■■」の居室利用者3人の福祉用具について、帰省先の居宅において特殊寝台(付属品、床ずれ防止用具、体位変換器を含む)は貸与されなかったにもかかわらず、架空の報酬請求を行ったこと。 また、「■■■■■」の居室利用者1人は、住民票が気ままの家にあり同所に居住していたが、特殊寝台(付属品等含む)は、居宅在住者でない者については福祉用具貸与を算定することができないにもかかわらず、報酬請求を行ったこと。 (3) 法第76条第1項及び115条の7第1項の規定に基づく報告に対し虚偽の報告をしたこと(法第77条第1項第7号、第115条の9第1項第6号) 愛知県が法第76条第1項及び115条の7第1項の規定に基づいて平成27年11月20日付けで命じた報告に対し、実際には勤務していない者を記載した虚偽の勤務形態一覧表(平成26年8月から平成26年11月)を報告したこと。	第77条第1項第6号 第77条第1項第7号 第77条第1項第9号 第115条の9第1項第6号 第115条の9第1項第8号